

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 4月10日、パブリックコメントを実施していた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂を行った。パブリックコメントでは21団体・個人から44件のご意見が寄せられ、これらに対する当庁の考え方は配布資料をご確認いただきたい。
- また、4月1日に、「疑わしい取引の参考事例」の改訂を行った。主な改訂内容は以下のとおりである。
 - ・ 仮想通貨取引及び国際テロリスト等に係る取引の事例の追加
 - ・ テクノロジーの進化を踏まえた、匿名化技術やIPアドレス等に着目した取引の事例の追加
 - ・ FATFが報告書等で公表している、PEPsや大量破壊兵器拡散等に係る取引の事例の追加
 - ・ 金融商品取引業者における現在の実務（株券電子化等）に即した事例の反映

これに記載されている事例は、あくまで参考事例であることや、形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではないこと、さらには、他事象を起因とした個別具体的な取引に係る調査等の中で、参考事例に該当する事象を把握し、当該取引の疑わしさを判断する要素として勘案するといった活用もあり得ることにご留意いただき、日々の業務に当たっていただきたい。

- 当庁においては、今後、改訂したガイドラインに基づき、モニタリングを行っていく。

FATF対日審査が目前に迫っている中、改訂したガイドラインでは、全ての顧客のリスクを評価し、そのリスクに応じた継続的な顧客管理を行っていくことを求めている。金融機関等においては、その実現に向けて、具体的な計画を策定するとともに、その進捗管理を適切に行っていただきたい。

当庁としても、金融機関等に対しリスクに応じたモニタリングを引き続き行っていく。

2. リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（インターネット調査結果分析の中間報告）

- 当庁では、「顧客本位の業務運営」の定着・浸透に向けた当庁の金融事業者に対する取組みが、顧客に適切に届いているのかを検証する目的で、インターネット及び郵送による顧客アンケート調査を実施したところ、4月9日、先行して、インターネット調査の分析結果を公表した。
- 主な分析結果は、以下のとおり。
 - ・「顧客本位の業務運営」の浸透・定着に向けた金融庁や金融機関の取組みは、顧客より一定の評価を得ている一方、「内容が難しい」といった意見も多く聞かれた。
 - ・また、取組みについて金融機関が公表している情報と顧客が求める情報にギャップが生じている可能性が認められた。
 - ・さらに、投資経験者において、ここ2～3年で金融機関の対応が良くなったと感じている者は限定的であり、販売担当者の対応に不満を感じる者が多い。
- 本調査の質問項目についても併せて公表しており、その趣旨は、各金融機関において活用いただき、当方の調査結果との比較分析等を通じ、各金融機関における「顧客本位の業務運営」が、どの程度営業現場に浸透・定着しているか、確認されることを期待しているものである。
- なお、郵送調査については、現在、分析中であり、時期は未定であるが公表を予定。

3. 検査マニュアルの廃止時期について

- 「検査・監督基本方針」（平成30年6月公表）において、検査マニュアルの廃止にあたっては、「実務での誤解や戸惑い、混乱が生じないように、準備期間を置く」こととし、廃止時期は、平成30年度終了後（平成31年4月1日以降）を目途としている。
- 検査マニュアルの廃止にあたり、当庁がどのような考え方に基づき対話を進めていくかについて、検査・監督の目線をお示しすることで、金融業界の予測

可能性が確保されるよう努めているところ。

- 具体的には、金融機関との対話のための材料となる文書、例えば、分野別の「考え方と進め方」（ディスカッション・ペーパー）等を順次公表することとしている。
- また、検査マニュアルの廃止に伴い、法令の適用・解釈の明確化等の面で実務上の支障が生じる場合には、監督指針の修正等により対応を図ることとしており、現在改正に向けた作業をすすめている。
- 検査マニュアルの具体的な廃止の時期について、これら準備作業の進捗状況等を踏まえながら、改めてお示ししたい。

4. 政府における認知症対策等について

- 日本の少子高齢化は急速に進展し、また、高齢者に占める認知症患者の割合の上昇が見込まれている。政府では、従来より認知症施策推進総合戦略、いわゆる「新オレンジプラン」を推進していたが、政府全体で認知症施策を更に強力に推進していくため、昨年12月に認知症施策推進関係閣僚会議を新たに設置した。この関係閣僚会議の下、政府として5月又は6月に大綱を取りまとめるべく施策を検討している。その中では、①啓発・教育、②予防、③ケア・医療、④若年性認知症、就労・社会参加支援、⑤研究開発、産業促進、国際協力の5つの柱について議論が行われているところだが、④社会参加支援の柱において、「保有資産の活用のための準備、金融商品開発の推進」が位置付けられている。
- このような中で、信託は、認知症の発症時も含めた老後の財産管理の方法として期待されている。各社それぞれ工夫を凝らして高齢者や認知機能の衰えた方に対応した信託商品を提供しているが、このような社会の要請も踏まえた低コストで広く利用しやすい商品の開発に向けて、創意工夫をしていただきたい。
- また、政府としては、成年後見制度の利用促進についても取り組んでいる。当庁関連では、被後見人の財産を適正に管理するために、幅広い金融機関での後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の導入が求められている。信託業界におかれては、地域金融機関の信託業務の実務のサポートを行っているが、こういった取組を通じて地域における後見制度支援信託などの高齢者にも対応した

信託サービスの普及に協力いただきたい。

5. 信託業界における10連休対応について

- 信託銀行は、資産管理や有価証券決済などの分野のインフラとしても非常に重要。特に資産管理銀行は10連休に向けて処理件数が増大し事務がひっ迫することが予想され、海外市場での取引については休日中でも対応が必要となる。
- また、一部の中小企業では、入金の後ろ倒しと支払の前倒しにより資金繰りへの影響を懸念する声があることから金融機関側から顧客に注意喚起することが重要。メイン取引先については全先、電話・訪問等で個別に能動的に、資金繰り等に関する周知・注意喚起を行っていただきたい。さらに、決済期日の変更等に起因する一時的な資金需要には原則として応じていただくようお願いする。
- これらを踏まえて、10連休に向けて、遺漏なきよう準備いただきたい。

(以上)